

世界アンチ・ドーピング規程 2021



2015 から 2021 の変更点概要

2021 年 1 月 1 より、新しい「世界アンチ・ドーピング規程」が発効されます

以下は、アスリート、サポートスタッフ、競技団体、スポーツ関連団体、スポーツに関するすべての方を対象に新しいルールを知ってもらうため、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が公開する「Factsheet on 2021 Code」を JADA で翻訳したものです。

1. テクニカルドキュメント

- テクニカルドキュメントは世界アンチ・ドーピング・プログラムを構成する主な要素の 1 つである。
- テクニカルドキュメントは本規定を順守するために必須である。
- テクニカルドキュメントは世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が公開後すぐに効力を有する（発行日が特定されている場合を除く）。
- WADA の常任理事会（ExCo）は、新たに制定されたテクニカルドキュメントに関して、それが一刻を争うものでない場合には、関係者と協議する。

2. 本規程に対する合理的根拠としての健康

- 本規程において健康は第一の合理的根拠である。
- 公衆衛生は本規程の居場所情報要件の主要な理由である。
- 本規程の倫理的基盤は強化されている。

3. 基本原理：競技者の権利

- 本規程の基本原理には競技者の権利の特定が含まれている。
- 本規程において明記されている競技者の権利を遵守する文書を承認することは、WADA の責任である。
- WADA は、アンチ・ドーピングの文脈における競技者の権利の全般的な保護に関するベストプラクティスの原則を特定する。

「アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言」は、2019 年スポーツにおけるドーピングに関する世界会議において WADA の ExCo により承認された。同宣言は、WADA の競技者委員会が世界中の競技者や関係者と協議の上で策定した。また同宣言は 2021 年版規程

及び基準類に基づいており、アンチ・ドーピングの範囲内における競技者の権利が明確に定められ、アクセス可能であり、普遍的に適用可能であることを確保することを目的とする。

4. ドーピング・コントロール機能の委託

- アンチ・ドーピング機関（ADO）は第三者に委託されたいかなる側面を含め、ドーピング・コントロールのあらゆる側面に対して責任を負う。
- ADO は第三者に対して、それらの側面に対する不遵守の事実を報告することを義務づけるべきである。

5. 分割された検体に関連する手続き

- 単一の A 検体又は B 検体を分割し、検体の初期分析及び分けられたそれぞれの部分の追認分析のいずれにも使用することができる。
- 分析機関及び結果管理（RM）について権限を有する ADO は、競技者に対して単一のボトルの開封を観察する機会の通知を試みなければならない。



6. 非定形報告(ATF)のための分析報告の対象が内因性物質以外にも適用

- WADA は ATF の区分を内因性物質以外にも適応を拡大した。
- 微量のクレンプテロールは ATF として報告することができる。

7. 不正干渉

- 不正干渉の定義が統合的な内容に。

8. 違反関与の企て

- 違反関与の企てはアンチ・ドーピング規則違反(ADRV)である

9. 特定対象者との関わり

- 特定対象者との関わりの可能性があるケースでは、ADO は競技者に対してサポートスタッフの資格が停止されていることを事前に通知する必要はない。
- ADO は、競技者が資格停止となったサポートスタッフに関連したことをその競技者本人が知っていたことを証明しなければならない。

10. 違反報告を行った個人の保護

- ドーピング行為に関連する情報(本規程の不遵守を含む)の報告を行おうとする者を阻止する行為は、新たに ADRV となる。
- ドーピング行為に関連する情報の報告者に対する報復行為は、たに ADRV となる。
- そうした行為は、違反の深刻度に応じて 2 年間から永久期間の資格停止の制裁措置が課せられる。

11. 証明責任の転換

- 検査及びドーピング調査に関する国際基準(ISTI)(検体の採取又は検体の取り扱い)又は結果管理に関する国際基準(ISRM)(アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告、居場所情報関連義務違反、B 検体開封に関する競技者への通知)からの乖離が ADRV の原因ではなかったことを証明することは ADO の責任である。
- アンチ・ドーピング規則又は規範に対するその他の違反は遵守問題となる可能性があるが、それを ADRV に対する抗弁として使用することはできない。

12. 競技会(時)の検体で発見された競技会外で禁止されていない物質

- 特定物質に対する閾値を設定するためにワーキンググループが招集されている。明らかに競技会外で使用されているが、およそ競技会(時)に影響を与えることがない物質が認められるケースもある。

13. 特定方法

- 現在、すべての禁止方法は「非特定方法」である。今後、新規または既存の禁止方法が「特定方法」とされる可能性はある。

14. 監視プログラムの拡大利用

- WADA は、ある物質を監視プログラム又は禁止物質及び禁止方法のリスト(禁止表)に含めるべきかどうかを調べるために、その物質に関連するデータを見ることができる。

15. 引退した競技者の競技会への復帰

- 競技者の競技成績は、その大会が国際又は国内レベルの大会であることを知らなかったことをその競技者本人が証明することができた場合には、引退後に競技会に復帰した時に失効されない。

16. 検体分析から得た情報の使用

- 検体分析から得たデータ及びその他のアンチ・ドーピング情報は研究目的、方法の開発又は基準値の設定のために使用する事ができる。
- そのデータから特定の競技者にたどり着くことはできない。

17. 法医学的事実を立証するための他の分析機関の使用

- 違反が疑われる分析報告(AAF)を立証するために使用することができるのは WADA が承認した又は WADA が認定した分析機関からの分析結果のみであるものの、調査を支援するために WADA が承認/認定していない信頼性の高い分析機関からのその他の信頼性の高い法医学的方法を使用することはできる。

18. 検体の更なる分析

- 競技者に AAF を通知する前であれば、検体に関する分析回数に制限はない。
- 競技者に AAF を通知した後は、当該競技者又は聴聞パネルの合意なく、いかなる新規/更なる分析も行うことはできない。
- 陰性の検体については、検体採取を行った

ADO 又は WADA に対して、更なる分析又は再検査に関する制限は課せられない。

- 競技者に対して権限を有するその他の ADO は検体の更なる分析を行うことができるが、検体採取を行った ADO 又は WADA からの許可を得なければならない。

19. 検体及びデータを保有する WADA の権利

- WADA は検体及びアンチ・ドーピングに関するデータを直ちに保有することができる。

20. 結果管理に対する変更点

- 結果管理についての詳細は新しい ISRM において掲載されている。
- 主要競技大会機関 (MEO) 以外の ADO は、特定の地理的区域又は競技に対する判断を制限してはならない。
- 署名当事者によって課せられた措置は、他の ADO が措置を課すことなく世界中ですべての競技に対して効力を持つ。ただし、主要競技大会にのみ適用され、結果管理のフォローアップのために該当する国際競技連盟 (IF) に引き継がれる MEO の判断はこの例外である。

21. 結果管理を行うことを ADO に要請する WADA の権利

- 結果管理に対する権限 (RMA) を持つ ADO であって結果管理を行うことを拒否する行為は不遵守とみなすことができる。
- WADA は、結果管理に対する権限を持つ ADO に対して結果管理を行うことを要求することができる。その ADO がこれを拒否した場合、WADA は結果管理のために、競技者に対して権限を持つ別の ADO を指定することができ、拒否した ADO はその結果管理に伴う費用を負担する。

22. 公正な聴聞会に関するより厳しい基準

- 聴聞パネルは、事案に対するドーピング調査又は事案を進行させる判断から「運営上の独立性」を確保していなければならない。

23. 「意図的」の定義

- 既存のスポーツ仲裁裁判所 (CAS) の判断に適合する限り、「意図的」とは、自らの行為が本規程に違反することを認識していたか否かに関わらず、ADRV を構成する行為を行うことを意図したことを意味する。

24. 濫用物質

- 禁止表に含まれる物質の中には、スポーツの文脈外で頻繁に濫用されるため、WADA の禁止表専門グループが「濫用物質」として特定するものもある。
- その使用が競技会外で発生し、競技力とは無関係であったことを競技者が証明できる場合、3 カ月間の制裁措置が課せられる。
- 上記の競技者がリハビリプログラムを完了した場合、その制裁措置を 1 カ月間に短縮することができる。

25. 検体採取の拒否又は不正干渉に対する制裁措置の賦課における柔軟性

- 例外的な状況においては、検体採取手続きの拒否又は不正干渉に対する制裁措置は 2 年間から 4 年間とすることができる。

26. 結果管理及び聴聞手続き中の詐欺的行為

- 結果管理に対する不正干渉は別個の 1 回目の違反とみなされる。
- 結果管理の不正干渉に対する制裁措置は 2 年間から 4 年間であり、審査済みの違反に対して課されたいかなる制裁措置に対しても追加的に課せられる。

27. 違反関与に対する制裁措置期間の上限加重

- 違反関与に対する資格停止期間は 2 年間から永久期間の範囲である。

28. 「加重事情」の概念の再導入

- 加重事情条項は、最長 2 年間の追加的制裁期間が妥当である特別又は例外的な状況を取り扱う。

29. 栄養補助食品及びその他の製品に共通して含まれる汚染物質の取り扱い

- 特別な WADA のワーキンググループは、汚染物質として認識されている禁止物質に対して報告すべき閾値を事により引き上げるための方法に関して検討している。

30. 実質的な支援：制裁措置の短縮を正当化する協力の種類の拡充

- 実質的な支援に対して制裁措置が短縮される可能性は、本規程及び国際基準の不遵守の立証を促進することを含めることで拡充されている。
- WADA は、実質的な支援の代わりに ADRV を

一般開示しないことに合意することができる。

に対しては、本規程が認める柔軟性を適用することはできない。

31. 「結果管理に関する合意」と題する新しい条文

- 4年間の制裁措置に直面する競技者又はその他の者は、ADRVを自ら認めADRVの通知後20日以内に制裁措置を受け入れることにより、制裁措置期間の1年間短縮を受けることができる。
- ADO、競技者又はその他の者とWADAは、事案の事実に基づいて適用される制裁措置に合意することができる事案解決合意を結ぶ。
- 事案解決合意に対して不服申し立てを行うことはできない。
- 事案解決合意を交渉中の競技者は、「条件付合意」に従いその競技者本人の情報を共有する権利を持つ。

32. 複数回の違反規則の改善

- 競技者又はその他の者に制裁措置が課された1回目の違反から12カ月以上前に発生していたことが判明した新たな違反について、後になって発覚した違反は1回目の違反かのように制裁措置が課され、資格停止期間は当初1回目として認識されていた違反に加算される。
- 資格停止期間中に発覚した2回目のアンチ・ドーピング規則違反に対する制裁措置は、1回目の違反の資格停止期間後に連続して課される。
- 2回目のADRVに対する資格停止期間の計算式は、より比例的かつ2つの違反の発生順序に大きく依存しないものとするために修正されている。

33. 剥奪された賞金の他の競技者へ割り当て

- ADRVの結果として剥奪された賞金をADOが回収した場合、そのADOは、ADRVを行った競技者が競技しなかったならばその賞金の権利を有していたであろう競技者に賞金を分配するための合理的な手段を講じる。
- 賞金に基づくランキングが再考慮されるか否かは当該競技機関の規則による。

34. 競技者又はその他の者の責に帰すべきではない遅延

- 聴聞手続きの遅延が競技者又はその他の者の過失ではないことを立証するかは、その競技者又はその他の者人物の判断による。
- 時間を要する調査、特に競技者又はその他の者が発覚を回避するために行動を起こした事案

35. 暫定的資格停止の違反に対する制裁措置に関連する明確化

- 暫定的に資格が停止されながらも競技に参加し続ける競技者に対しては、暫定的資格停止期間の控除は与えられない。
- 競技者が暫定的な資格停止中に得たすべての競技成績は失効する。

36. メンバー連盟に対する制裁措置として、競技者及びその他の者を署名当事者の競技大会から排除するために署名当事者の権限を明示する

- IOC及びIPC、IFは、それぞれの競技大会から競技者を排除することで加盟するNOC、NPC又はNFを制裁の対象とすることができる。
- IOC、IPC、IF、又はNOC/NPCは、それぞれが定める規程遵守の要件として、その加盟団体を監視する義務はない。
- しかしながら、IOC、IPC、IF、又はNOC/NPCは、規程を遵守したアンチ・ドーピング規則の実施の不履行に対して措置を講じることができ、またそれらの規則の実施にあたり加盟団体による当該不遵守を認識した場合に行動を取ることができる。

37. 不服申立ての審査範囲

- 不服申立ての当事者は、第一審の聴聞会で提起されたのと同じ請求原因又は同じ一般的な事実もしくは状況に起因する限りにおいて、第一審の聴聞会で提起されなかった証拠、法的議論及び主張を提出することができる。

38. 国内レベルの競技者に関係する不服申立て

- 国内レベルの不服申立審査機関の体制が公正かつ公平で運営上及び組織的に独立していない場合、競技者又はその他の者はCASに不服申立てを行う権利を有する。

39. 一般開示

- 国内法により一般公開が禁止されている場合、一般開示を行わないことは規程遵守違反とみなされない。
- 第一審の聴聞が完了又は放棄された後、結果管理を行うADOはその判断又は聴聞パネルの決定を公開し、当該案件について公に見解を述べることができる。

40. 決定の実施

- 署名当事者である ADO による結果管理に関するすべての決定は、MEO による決定を除き、すべての競技において世界中で自動的に承認される。
- その決定が誤ってなされた場合、その責任は元の RMA を持つ ADO のみが負う。
- すべての暫定的資格停止は他の署名当事者に対して自動的に拘束力を有する。

41. 第 18 条：教育

- 教育に関する国際基準（ISE）は、署名当事者のアンチ・ドーピング・プログラムに含まれるための義務的な教育要件に関する詳細を定める。
- 教育の定義は本規程に含まれる。

42. 個別の署名当事者の参加者が本規程の拘束力を受け署名当事者が本規程に違反した者を雇用しない義務

- アンチ・ドーピングに携わる各署名当事者の要員は、本規程（又は適用される規則/法律）に拘束されていること、またドーピング・コントロールに携わる各署名当事者の要員は資格停止、暫定的資格停止期間に服しておらず、暫定的に資格が停止されておらず、又は過去 6 年間にアンチ・ドーピング規則又は本規程の違反行為に従事していないことを確保する各署名当事者の要員の義務に対する役割と責任を取り扱うために、2 つの条文が本規程に追加されている。

43. 国内アンチ・ドーピング機関の利益相反規範

- NADO の運営上の決定又は活動に携わる者は、IF、NF、MEO、NOC、NPC、又はスポーツ又はアンチ・ドーピングを担当する政府部局の管理又は運営にも関与することはできない。

44. 署名当事者の政府に対する期待

- 各国政府は、「スポーツにおけるドーピングの防止に関するユネスコ国際規約（ユネスコ国際規約）」の要件にのみ拘束される。
- 署名当事者の期待を定めた第 22 条の個別の 11 項の記述では、「するものである」の代わりに「すべきである」が使用された。
- 署名当事者の期待には以下の内容が追加されている：
 - ドーピング・コントロール役職員に対する無制限のアクセス権の付与と尿及び血液の検体の無制限の搬送を許可する法令、

規制、政策又は行政事務手続きを定める。

- 本規程に違反する行為に携わる役職員及び従業員を規律する規則を採択する。
- 過去 6 年間で世界アンチ・ドーピング規程を違反したであろう行為に携わる者が、スポーツの世界において、政府のドーピング・コントロールの活動、協議能力向上又は医療提供に関与することを認めない。
- WADA が、署名当事者、署名当事者の加盟者又は WADA 認定分析機関が保有する検体もしくはアンチ・ドーピングの記録又は情報にアクセスすることの制限又限定をしない。

45. スポーツ団体が署名当事者になる方法

- オリンピック・ムーブメントに承認された団体は、受託宣誓書又は WADA が承認したその他の受託宣誓書式に署名することにより、本規程署名当事者になることができる。
- WADA は、スポーツにおいて重要性が高い他の団体が本規程署名当事者となるための申請書を WADA に提出するために満たさなければならない条件を定めた、新しい方針を採択する。

46. 第 23.2 条に従い許可される行動規範、医療及び安全性に関する規則

- 本規程のいかなる内容も、署名当事者が安全性、アンチ・ドーピング以外の目的で使用される医療又は行動規範に関する規則を持つことを妨げるものではない。
- ドーピング・コントロールで採取した検体は、ADO の行動規範に関する規則遵守の確保や、例えば IF のトランスジェンダーに関する資格の規則を監視するためなど他の目的のために使用することができる。

47. 規程遵守と監視

- 本規程第 24 条に含まれる最も重要な条項とともに、規程遵守と監視を扱った詳細の規則は「署名当事者の規程遵守に関する国際基準（ISCCS）」に定められている。
- 遵守条項は以下のように構成されている：
 - 受諾及び実施
 - 遵守状況の監視及び遵守の確保
 - 修正及び撤回

48. 禁止表に対する変更の遡及的適用の禁止

- 禁止表又は関係するテクニカルドキュメントに対する変更は、別途具体的に明記されていない

い限り、遡及的に適用することはできない。

- 禁止表から禁止物質が除外された場合、当該物質の使用により資格停止期間に服している競技者は、関連する RMA を持つ ADO に資格停止期間の短縮を検討する申請を行うことができる。

49. 「競技会（時）」の定義

- 標準的な定義では、「競技会（時）」とは、競技会前日の午後 11 時 59 分に開始され、当該競技会及び競技会に関係する検体採取手続の終了までの期間をいう。
- 競技会（時）の異なる定義が必要であることの特異な理由を持つ競技に対して、WADA はその定義を承認することができ、当該競技を実施する主要競技大会機関もその定義に従う。

50. 「要保護者」及び 18 歳未満の者

- 年齢以外の理由で該当する国の法律に従い行為能力が十分でないと判断された個人を含め該当する競技者層が拡大された「要保護者」に対して、より柔軟な制裁措置規則が適用される。
- 16 歳と 17 歳のエリート競技者は要保護者の定義に含まれず、特別かつ柔軟な制裁措置規則から利益を受けない。
- 16 歳と 17 歳のエリート競技者は、18 歳未満の者として、一般開示の義務から免れる。

51. 措置の賦課においてより柔軟性が認められた「レクリエーション競技者」

- 競技者の新しい区分である「レクリエーション競技者」は、制裁措置において要保護者と同じ柔軟性から利益を受ける。
- 各 NADO はレクリエーション競技者を定義することができるが、過去 5 年間で以下のいずれかに該当する競技者を含めることはできない：
 - 国際又は国内レベルの競技者
 - オープン・カテゴリーの国際競技大会において国を代表する者
 - IF 又は NADO の登録検査対象者リストもしくは他の居場所情報リストに含まれた者